矢板市「暮らし」のびのび定住補助金

~市内にマイホームを取得する方へ~

条件/(1)~4の全てを満たすこと)

- ①新たに矢板市内に住宅を取得し(引き渡しを受け)、住民 票を移動し、実際にそこに住むこと。
- ②引き渡しを受けた住宅に2人以上で入居し、5年以上定住 することを誓約すること。
- ③住宅の所有者が、住宅の引き渡しを受けた時点で45歳 以下であること。
- ④引き渡しを受けた住宅に同居する世帯員全員に、市税等 の滞納がないこと。
- ※市外から転入する方だけでなく、市内での転居も対象とな

ただし、同敷地内での増改築・建て替えなど、住民票の移 動を伴わない場合は対象になりません。

補助金額/

基本補助(①~④のいずれか)

①新規用地購入 + 住宅新築	50万円
②住宅のみ新築	40万円
③用地 + 中古住宅購入	30万円
④中古住宅のみ購入	20万円

条件による加算(該当する場合追加)

- ⑤18歳以下の生計を共にする子どもがいる場合 5万円 (子どもの数で金額は変わりません)
- ⑥矢板市内の建築業者を元請として利用した場合 5万円

(注意)住宅新築とは、新築建売住宅購入も含みますが、新 たに建設されて、工事完了日より1年以内の住宅で、まだ人 が居住したことのないものです。①、③に該当するのは、用地 と建物の所有者が同じ場合です。

補助金の受付/申請期限は住宅の引き渡しを受けた日から 1年以内です。

補助金対象外(①~④のいずれかに該当するとき)

①東日本大震災で被災し、「矢板市被災者生活再建支援 金一の適用を受けた方

75.32)

385.69

(116.66)

310.98

(94.07)

177.60

(53.72)

247.60

(74.89)

247.59

(74.89)

(74.89)

275.72

83.40)

275.72

(83.40)

283.64

85.80)

266.66

(80.66)

262.28

(79.33)

815

656

住居専用

第二種住居 20

第二種住居 21

第二種住居

準 工 業

工業

工 業 25

業

工 業 28

工業

工業

650 準 工 業 30

72.22)

87.70)

83.95)

287.47

86.95)

228.89

69.23)

228.89

69 23)

69.23)

229.03

69.28)

229.03

69 28)

239.87

72.56)

72 56)

22

23

27

- ②別荘等の一時的居住を目的としたもの
- ③公共工事に伴う住居の移転建
- ④建て替えのための一時的な転居など
- 補助金の返還/(①、②のいずれかに該当するとき)
- ①不正な手段などにより補助金の交付を受けたとき。
- ②正当な理由がないのに、補助金の交付を受けた住宅に転 入・転居してから5年未満に転出、または住宅を第三者に 譲渡したとき。

他の補助事業との併用/

この制度は、住宅用太陽光発電設置費補助金などの 市の制度や、とちぎ材の家づくり支援事業など国県の制

この補助金は、所得税法の「一時所得」として扱います。 詳しくは税務署または市税務課に確認してください。

そのほか/個別に補助の要件が異なる場合があります。詳 しくはお問い合わせください。

申請・問い合わせ/総合政策課 秘書政策班

2(43)1112

特集 矢板で 家を建てよう

~子育て環境日本一を目指す矢 板市に定住してみませんか?~

矢板市は、自然に囲まれた緑豊かな土地で災害も少なくとても暮ら

今回掲載している宅地は、交通の便もよく定住するにはとても良い 条件がそろっています。

市では、若い世代の定住を促進するため、最高60万円の補助を行 う「暮らしのびのび定住補助金」制度があります。ぜひ活用し、市内に 家を建てませんか?



準 工 業

準 工 業

準工業

準 工 業

準 工 業

準 工 業

準 工 業

準 工 業

準 工 業

準工業

520 準 工 業

513 準 工 業

589

736

776

501

488

583

583





2	番	面積	販売価格		
Ę	를	㎡ (参考坪)	(万円)	用途地域	住 所
	1	244.46 (74.07)	834	第二種低層住專	中2009-3
í	2	894.16 (270.95)	2,110	第二種住居	東町3004-4
(3	145.34 (44.04)	365	第一種低層住專	東町3014-4
4	4	329.74 (99.92)	1,042	準住居	東町3019-3
ĺ	5	1670.40 (506.18)	2,105	第一種低層住專	木幡1308-13他
6	6	2287.08 (693.05)	2,927	第一種低層住專	東町1209-5

申込資格/

都市計画法に規定されている用途地域にあった土地利用をする方 土地引き渡し後、善良な管理を行う方

申込・問い合わせ/

市有地 **2**(43)1113

都市建設課 市街地整備班 ☎(43)6213